

令和8年（フ）第1062号
広島県山県郡北広島町志路原715番地1（5号）
債務者 中谷 朝恵
1 決定年月日時 令和8年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和8年（フ）第1331号
福岡市南区寺塚一丁目16番12号
破産者 株式会社K A I K A
1 決定年月日 令和8年10月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1389号
福岡市中央区清川二丁目4番29号
破産者 株式会社ジェイココモ
1 決定年月日 令和8年10月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第411号
福岡県朝倉市来春334番地1あさくら税理士法人朝倉中央事務所1階
破産者 有限会社アムリタ
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第2358号
千葉県千葉市美浜区打瀬2丁目22 ミラリオ4番館1206
破産者 浦嶋 友成
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9188号
東京都千代田区神田松永町13番地 V O R T 秋葉原Ⅱ
破産者 株式会社C I R R U S
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9189号
東京都千代田区神田松永町13番地 V O R T 秋葉原
破産者 株式会社A c c o u n t
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9234号
東京都世田谷区瀬田4丁目24―12―801
破産者 岩川 和生
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第195号
埼玉県久喜市久喜東5丁目31―9―205
破産者 佐藤 忍
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第201号
京都府京都市伏見区向島四ツ谷池14―8 向島団地6―1棟905号、開始決定時の住所埼玉県所沢市緑町1丁目6―18―306
破産者 山内 由美
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1470号
東京都板橋区若木2丁目8―3 セドルハイム上板橋ⅡB棟202
破産者 山田 圭佑
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1752号
東京都板橋区若木2丁目8番3号 セドルハイム上板橋ⅡB棟202
破産者 株式会社ウォルナット
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2206号
東京都江戸川区東小松川2丁目10番3号
破産者 有限会社ヒキマコーポレーション
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3214号
東京都小平市学園西町2丁目14―20―203
破産者 根本佐知子
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3586号
東京都江戸川区江戸川6丁目22―3―103
破産者 石井 英也
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3794号
東京都杉並区和田1丁目46―11―216、開始決定時の住所東京都新宿区百人町4丁目4―16―219
破産者 杉山 圭子

1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3897号
東京都江戸川区東瑞江2丁目33―1―102
破産者 山根ひなの（旧姓笠原・長谷川）
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3898号
東京都台東区浅草2丁目25―1―204
破産者 ケニエタニユ澄子（旧姓富田）
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3900号
東京都北区中里3丁目22―1―307
破産者 富永 浩輝
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3955号
東京都新宿区市谷仲之町4―2―104
破産者 板垣 貴之
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3960号
東京都豊島区西巢鴨3―25―16 パンプータウンコート103、住民票上の住所福島県白河市白坂下黒川727
破産者 大平 実佑
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部